

藤岡市告示第 号

藤岡市事業者感染症対策支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市事業者感染症対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染拡大を防止するための対策等（以下「感染症拡大防止対策」という。）を実施する市内の中小事業者に対し、その実施に係る費用の一部を補助し、もって事業の継続及び地域経済の発展を図ることを目的として、予算の範囲内において藤岡市事業者感染症対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、藤岡市補助金等に関する規則（昭和42年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 法人又は自ら事業を行う個人（農林漁業者を含む。以下「個人事業者」という。）が物の生産・販売、サービスの提供等、当該法人又は個人事業者の事業に係る活動を継続的に行う場所をいう。ただし、契約による役務の提供等により収入を得ている個人事業者で活動する場所を特定していないものの事業に係る場所は、除く。
- (2) 市内事業者 法人及び個人事業者で、補助金の申請をする日において市内に事業所を有するものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす市内事業者とする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が3億円未満であること。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下であること。
- (2) 補助金を申請する日以後も市内で事業を継続する意思がある者

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの者と密接な関係を有していない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項から第4項までに定める営業を行う者にあつては、同法第3条の許可を受けているもの
- (5) 事業者から会費等の収入を得て事業を行っている協会若しくは組合又は経済団体、宗教団体若しくは政治団体でない者
- (6) 市税を滞納していない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象者が市内の事業所において実施する次に掲げる感染症拡大防止対策のうち、第6条に定める期間内に実施し、かつ、実施に要した経費の支払を完了したものとす。ただし、従業員、来客者等が立ち入らない場所への対策については、補助の対象としない。

- (1) 飛沫防止に関するもの
- (2) 密閉環境を改善するもの
- (3) 接触を減らすためのもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、業界団体等が作成したガイドラインに基づき感染症拡大防止対策を適切に実施したと市長が認めるもの
（補助金の額）

第5条 市長は、補助対象事業に要した経費（消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付対象者に交付する。ただし、限度額は、1交付対象者当たり10万円とする。

（申請期間）

第6条 申請期間は、令和3年3月1日から令和4年2月28日までとし、申請回数は、1交付対象者につき1回までとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、前条に定める期間内において、事業者感染症対策支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した備品等（第4条に掲げる感染症拡大防止対策に係る備品その他の物品をいう。以下同じ。）の領収書の写し
- (2) 購入した備品等の内訳及び数量を証明できる納品書の写し
- (3) 写真（備品等を設置した店舗の外観、内観、設置場所及び備品本体が確認できるもの）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (5) 完納証明書（市税の未納税額がないことの証明書）

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書等を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、事業者感染症対策支援補助金交付決定通知書（様式第3号）又は事業者感染症対策支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、事業者感染症対策支援補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求の内容を審査した結果、適当と認めたときは、補助金を交付する。
- 3 交付の方法は、口座振込による一括払いとする。

（返還）

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しては、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、当該交付決定の取消しを決定したときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、事業者感染症対策支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するとともに、補助金の返還を請求する。
- 3 前項の規定により返還の請求を受けた者は、速やかに補助金の全額を返還しなければならない。

（処分の制限）

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業により取得した備品等を第1条に規定する目的に反して使用し、又は譲渡、交換、貸付け及び担保に供してはならない。ただし、取得日から5年を経過したもの又は市長の承認を得たものについては、この限りでない。

（書類の整備）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の申請及び交付に関する書類を整備し、補助金の交付決定を受けた日から5年間保管しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市から前項の書類等の提出を求められたときは、

これに応じなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年3月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定については、この告示は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。